

「別紙 2」

実地研修施設の基準

(公財) 介護労働安定センター新潟支部

(1) 利用者の人数

たんの吸引及び経管栄養の対象者がそれぞれ適当数いること。

(少なくとも、たんの吸引(口腔・鼻腔、気管カニューレ内部)、経管栄養(胃ろうまたは腸ろう)については、各々対象者が複数名必要)

(2) 研修受講者の受入れ

自らの法人の職員に限り、実習の受け入れることが可能であること。

(3) 喀痰吸引等研修実地研修実施にあたり、喀痰吸引等業務(特定行為業務)の実施に必要な計画等が立案されていること。^{※1)}

(4) 医療関係者との連携

実施研修指導講師である医師及び看護職員との連携及び役割分担による的確な医学管理及び安全管理体制が確保できること。

(5) 利用者の同意と医学的指示

当該管理体制の下、実地研修における書面による医師の指示、実地研修協力者である利用者または利用者本人からの同意を得るのが困難な場合にはその家族等(以下、「実地研修協力者」という。)の書面による同意承認(同意を得るのに必要な事項について説明等の適切な手続の確保を含む。)がとれていること。

(6) 緊急時の対応

事故発生時の対応(関係者への報告、実地研修協力者家族への連絡など適切かつ必要な緊急措置、事故状況等について記録及び保存等を含む。)がとれていること。

(7) 秘密保持

実地研修協力者の秘密の保持(関係者への周知徹底を含む。)等に関する規程整備がなされていることなど、実地研修を実施する上で必要となる条件が担保されること。

(8) 確実な実地研修の実施

出席状況等、研修受講者に関する状況を確実に把握し関係書類の保存ができること。

※1) 1. 社会福祉士及び介護福祉士法施行(昭和 62 年厚生省令第 49 号。以下「省令」という。)第 26 条の 3 第 1 項第 3 号に示す計画書様式
・ 別添様式 1 (参考様式): 喀痰吸引等業務(特定行為業務)計画書
2. 省令第 26 条の 3 第 2 項第 6 号に示す説明及び同意に用いる同意書様式
・ 別添様式 2 (参考様式): 喀痰吸引等業務(特定行為業務)の提供に係る同意書
3. 省令第 26 条の 3 第 1 項第 4 号に示す報告書様式
・ 別添様式 3 (参考様式): 喀痰吸引等業務(特定行為業務)実施状況報告書
4. 省令第 26 条の 3 第 2 号第 3 号に示すその他の対象者の安全を確保するために必要な体制に係るヒヤリハット・アクシデント報告書様式
・ 別添様式 4 (参考様式): 喀痰吸引等業務(特定行為業務)ヒヤリハット・アクシデント報告書